

第4節 配慮が必要な子供を支援

1 子供と家庭に関する相談支援体制の充実

めざす姿

- ◆ 地域の子供と家庭に関する相談体制が確立され、安全に安心して生活しています。
- ◆ 要保護性の高い困難な相談に、迅速に対応できる体制が整備されています。
- ◆ 様々な理由で支援を必要とする親に情報が届き、問題解決のきっかけとなっています。

現 状

- 核家族や地域とのつながりが希薄化する中、県内3歳児健診時のアンケート調査によると、親の2人に1人が子育てや家庭教育について悩みがある、3人に1人が近くに相談する人がいない状況です。
- 子供と家庭に関する相談は、子育て家庭に身近な市町が相談機関として実施するとともに、こども家庭センター（児童相談所）は、専門機関として要保護性の高い困難な相談への対応や市町の後方支援等を担っています。
- 平成25（2013）年度の県内の子供と家庭に関する相談件数は、市町が5,056件、こども家庭センター（児童相談所）が9,767件で、このうち、障害に関する相談が約33.0%、養護に関する相談（児童虐待を含む。）が約44.1%、育成に関する相談が約16.3%となっており、養護に関する相談が増加傾向にあります。
- 各こども家庭センター等で、年間6,000件を超える婦人相談が生じており、その半数弱が、暴力逃避に関するものとなっています。また、児童の面前での配偶者からの暴力による児童虐待の件数が増加傾向にあります。

課 題

- 支援の必要な家庭の把握が困難で、相談機関などの必要な情報が届きにくく、また、届いていても相談行動に結びついていないケースがあります。
- 少子化や核家族化、社会環境の変化、雇用が不安定化する中、家庭や地域社会における子育て力や教育力が低下することによって、子育てに関して保護者が、不安感、負担感、孤立感を感じていることから、その相談内容も年々複雑化、多様化してきています。
- このため、子育て家庭に身近な市町の子供と家庭に関する相談窓口の機能強化や児童委員・主任児童委員など関係者との連携の強化を図るとともに、社会的養護を要する子供と家庭の相談機関である児童家庭支援センターの整備などの仕組みづくりを進めることにより、子供と家庭に関する相談支援体制の充実を図ることが求められています。
- こども家庭センター（児童相談所）は、児童虐待を始めとする要保護性の高い困難な相談に、より迅速かつ適切に対応できるよう、子供と家庭に関する相談機関としての専門性の一層の向上を図るとともに、運営体制や施設・設備の整備により、社会的養護を必要とする子供と家庭への支援体制を整備・強化することが必要となっています。



- 配偶者からの暴力について、各こども家庭センターで相談を受付けているほか、全ての市町でも相談窓口を設置しており、今後も、相談状況に応じた体制の整備を行い、被害者等からの相談に適切に対応していく必要があります。

取組の方向

- 地域における子供と家庭に関する相談体制の充実に努めます。
- 児童委員・主任児童委員活動を推進します。
- こども家庭センター（児童相談所）の相談支援体制の充実に努めます。
- 知事部局，教育委員会，県警，関係団体，NPO等，様々な機関の連携により，支援が必要な家庭に対して，必要な情報を提供します。
- 地域で家庭教育を支援する人材の協力を得て，家庭に関する情報や学習の場を提供するとともに，相談機関へつなぐ取組を促進します。
- 配偶者からの暴力に関する相談については，「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」の計画期間が，平成 27 年度までとなっていることから，必要な検討を行ってこれを改定し，当計画に基づいて市町，警察等の関係機関と連携した取組を推進します。

成果指標・目標

成果指標・目標	現状（H25 末）	目標（H31 末）
児童家庭支援センターの設置	1 か所	3 か所
こども何でもダイヤル利用件数	778 件	1,000 件



2 児童虐待防止対策の充実

めざす姿

- ◆ 地域社会で子供と家庭を守る支援体制を構築しています

現 状

- 「児童虐待の防止等に関する法律」が平成 12（2000）年 11 月に施行され、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見など児童虐待の防止に関する地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等が定められました。
- こども家庭センター（児童相談所）及び市町（広島市を除く。）での児童虐待に関する相談対応件数は、平成 25（2013）年度にはそれぞれ 2,585 件、1,818 件と 5 年前のそれぞれ 1.9 倍、2.4 倍となっています。
- 児童虐待の通告に対する県民の意識の高まりにより、通告件数は今後も高い水準で推移するものと考えられます。

課 題

- 児童虐待は、社会全体で取り組むべき課題であることから、児童虐待に係る取組については、切れ目のない総合的な支援体制の整備・充実が求められています。
- また、虐待を発見したときに、ためらうことなく対応機関に通告することの必要性など、県民一人ひとりが正しい認識を持つことが求められています。
- 広報啓発や、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を効果的に活用するなど、地域社会で子供と家庭を守る支援体制を引き続き強化していく必要があります。
- 国の「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果(第 10 次報告)」によると、心中以外の死亡事例全体に占める 0 歳児の割合は約 4 割で、加害者の約 7 割は実母であり、背景として、母子健康手帳の未発行、妊婦健康診査の未受診や、望まない妊娠など、妊娠・出産に係る問題が指摘されています。

取組の方向

【 児童虐待の発生予防対策の強化 】

- 市町の相談窓口、その他の関係機関等との連携により、児童虐待のハイリスク家庭を早期に把握し、保健師等による家庭訪問や、相談支援等により、児童虐待の未然防止に努めます。
- 歯科健診などの機会をとらえ、歯や口腔の状態等から、支援を要する子供や家庭を早期発見し、各機関への相談につなげる取組を進めます。
- 乳幼児健診や予防接種を受けていない乳幼児について状況把握等を行い、虐待リスクの高い家庭等の早期発見と早期支援を行うための関係機関が連携した体制づくりを支援します。



- 親子が相談・交流できる地域子育て支援拠点などの整備や、子育て情報の発信に努めます。
- こども家庭センター（児童相談所）の支援や研修等に係る機能の向上を図ります。
- 社会全体として児童虐待の防止，早期発見・早期支援に向けた県民意識を喚起するとともに，子育て家庭に対する相談機関や支援施策等について，県民への周知を図ります。
- すべての妊産婦への育児に関する情報の提供に努めるとともに，「乳児家庭全戸訪問事業」や，「養育支援訪問事業」を推進します。
- 広報・啓発については，県内市町と連携することで効果的に実施します。
- 妊娠届出時や，妊婦健診受診時，出産時又は入院時などに，市町や医療機関等の各関係機関が把握した妊産婦や家庭の状況等の情報の共有など，早期支援につなげるための連携体制づくりを支援するとともに，市町による産後うつ病スクリーニングの実施など産後早期からの支援体制の整備を支援します。
- 望まない妊娠などについて，妊娠 110 番による相談支援を行います。

【 児童虐待の早期発見・対応の強化 】

- 児童虐待及びその疑いについて通告や相談等があったときは，原則として，48 時間以内にこども家庭センター（児童相談所）や市町の職員，児童委員・主任児童委員などが直接目視により，子供の安全確認を実施します。
- こども家庭センター（児童相談所）においては，必要に応じて一時保護を行うとともに，長期間子供の安全が確認されない場合等は，関係機関と連携のうえ，保護者への出頭要求や家屋への立入調査を積極的に実施します。
- 市町における子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の体制，機能及び連携の強化を図り，虐待を受けている子供や支援が必要な家庭の早期発見と支援を促進します。
- 虐待が発生した家庭での虐待の再発を防止するため，こども家庭センターや専門機関により，保護者や虐待を受けた子供に対する支援プログラムを実施するとともに，児童養護施設等による退所後のアフターケアの実施を促進します。
- 県が設置する「児童虐待防止連絡会議」等を通じて関係者の連携強化等を図ります。
- 県と児童相談所設置市である広島市において，児童相談業務の連携の推進を目的とする担当セクションを設けて，児童虐待への対応力の向上を図ります。

成果指標・目標

成果指標・目標	現状（H25 末）	目標（H31 末）
児童虐待通告義務の認知度	78.7%	85.0%
市町要保護児童対策地域協議会の実務者会議開催回数	4 回／市町	6 回／市町
施設入所後の家庭支援等の実施後においても虐待再発リスクが高い児童の割合	43%	33%



3 社会的養護体制の充実

めざす姿

- ◆ 社会的な支援により、すべての子供が心身ともに健やかに育成される社会となっています。

現 状

- 平成 26（2014）年 3 月末日現在、県内の乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設では、社会的養護を必要とする 755 人の子供が生活し、母子生活支援施設では 152 世帯の家族が生活しています。
- また、県内には、173 世帯の里親が登録されており、そのうち、64 世帯で 79 人の子供が生活していますが、里親等への委託率（平成 25（2014）年 3 月末日現在）は、12.1%と全国平均の 14.8%を下回っています。
- 社会情勢の変化の中で家庭と地域の子育て機能は低下しており、家族と一緒に暮らせない社会的養護を必要とする子供が増加し、子供と家庭が抱える問題も多様化、複雑化してきています。

課 題

- 家庭的な環境での養護を促進するとともに、子供の発達段階に応じたきめ細かな支援を可能にするため、施設機能の充実など子供の自立に向けた支援を図る必要があります。
- 里親への委託を推進するため、里親に関する理解や関係機関の共通認識を高めるとともに、里親の養育能力の向上や里親世帯に対する支援を充実する必要があります。
- 景気の低迷や、雇用情勢が不安定な中で、家庭に恵まれない子供が社会で自立した生活を送れるよう一層の支援が必要となっています。

取組の方向

- 【 児童養護施設等の機能の充実 】
- 子供のプライバシーに配慮した生活環境等の整備を推進し、広島県家庭的養護推進計画に基づき、児童養護施設及び乳児院の小規模化を推進します。
- 子供の支援を行う施設職員の体制の充実を図るとともに、職員の育成及び資質の向上を図るため、こども家庭センター（児童相談所）における施設職員に対する研修機能の充実に努めます。
- こども家庭センター（児童相談所）や、児童養護施設等において、生活指導、心理療法及び感覚統合訓練等を行い、心のケアや問題行動の改善を図ります。
- 施設を退所した児童が安心して地域で生活ができるよう、施設が培ってきたノウハウを生かした退所後の支援の取組を推進します。
- 母子生活支援施設に入所する母親の生活基盤を確保するための自立支援を推進します。
- 義務教育を修了して就労した子供などの自立を支援するため、自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の設置を促進し、また、児童養護施設等を退所した者等が地域で自立した生活を送るために必要な相談支援体制の確保・整備を推進します。



【 里親委託の推進 】

- 里親委託を推進するため、里親委託推進キャンペーンの展開及び児童養護施設などに入所している子供を夏休みや年末年始などの短期間、自らの家庭で養育するなどの里親体験や交流を通じて、県民へ制度の周知と普及啓発を行い、里親への理解と里親希望者の増加を図ります。
- 社会的養護の必要な子供を家庭的環境の中で養育するため、里親制度の普及やファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の導入を進めます。また、虐待を受けて心的外傷のある子供に適切に対応できる高度な技能を持った専門里親の養成に努めます。
- こども家庭センター（児童相談所）に里親委託の推進に関する組織を設けて、課題や必要な支援などについて協議し、必要な助言や指導を行うとともに、里親委託等に関する目標を設定し、里親委託の推進を図ります。
- 里親に対する研修を実施し、養育技術の向上を図るとともに、里親家庭を訪問して支援するなど、里親の資質向上と負担の軽減のための支援の充実を図ります。

【 子供の権利擁護の強化 】

- 子供に自らの権利と義務、他の人たちとのかかわり等について、発達段階に応じて理解を進めるため、「子どもの権利ノート」を配布して、適切な説明をするとともに、施設職員等への研修などを通じて、子供の権利擁護を推進します。
- 広島県被措置児童等虐待防止に係る運用指針等に基づき児童養護施設に入所する子供や里親に委託された子供などへの施設職員、里親等からの虐待の防止に努めるとともに、虐待の早期発見と適切な対応を行います。
- 社会的養護関係施設において、平成 24 年度から受審が義務付けられた外部の評価機関による第三者評価の結果を活用し、支援の質の向上のための取組を進めます。

成果指標・目標

成果指標・目標	現状（H25 末）	目標（H31 末）
施設入所児童のうち、小規模グループケアで生活する児童の割合	10.6%	49.0%
自立援助ホーム（シェルターを除く）設置か所数	1 か所	3 か所
要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	13.4%	17.0%



4 ひとり親家庭の自立支援の推進

めざす姿

- ◆ ひとり親家庭の誰もが、自ら進んで仕事と家庭生活の安定のために努力するとともに、必要な経済的支援を受けて、安心して暮らしています。
- ◆ ひとり親家庭の個々の事情による悩みやニーズに応じた様々な支援が適切に提供されています。

(1) 経済的支援の充実

現 状

- ひとり親家庭では、一人で就業と子育ての両方を担うため、特に子供の年齢が低い場合には正規雇用の職につきにくいことなど、経済的に厳しい環境に置かれています。母子世帯の56.2%、父子世帯の40.9%が「家計に困っている」、母子世帯の64.5%、父子世帯の69.5%が「手当制度の充実を望む」と答えています。(H26 広島県調査)
- 養育費について、母子家庭等就業・自立支援センターでの養育費相談や、母子・父子自立支援員等による相談支援が行われていますが、養育費の受給状況は、母子世帯32.6%、父子世帯8.8%で、確保が進んでいない状況にあります。(H26 広島県調査)
- 平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、次いで同年8月に政府による「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されています。この中で、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の円滑な運用や、養育費確保の支援が要請されています。

課 題

- ひとり親家庭において、児童のライフステージの各段階に応じた適切な育児を行いながら生活の安定が図れるよう、きめ細かな経済的支援が必要となっています。
- 平成23年の民法の一部改正で、父母の協議離婚の際に「養育費の分担」と「面会交流」について、子の利益を最優先して考慮して取決めしなければならないことが規定されたことを踏まえ、養育費の確保に向けての相談体制の充実や情報提供の促進が必要です。

取組の方向

- 母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大されたところであり、これらの支援事業を適切に運営します。
- ひとり親家庭に対する医療費助成を引き続き実施するとともに、低額の公的年金等受給者に対象拡大された児童扶養手当など、市町等の実施事業を含めた各種制度の広報や相談・支援時の情報提供などによって利用の促進を図ります。
- 養育費支払いや面会交流に関して、啓発のための広報・情報提供、母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置しての相談対応や、国の養育費相談支援センターと連携した、相談能力の向上などの取組を推進します。



成果指標・目標	現状	目標（H31 末）
養育費の取り決め状況（広島県調査）	母子世帯 47.9% 父子世帯 14.0%	現状値以上 17.5%以上

（２）就業支援体制の充実

現 状

- ひとり親の場合、保育所等の送迎や家事と仕事の両立などが、残業や転勤もある正規雇用の職では難しく、特に母子家庭の母では、就業経験の少なさや出産等による就業の中断などから、パート・アルバイト等の非正規雇用で働く者の割合が高くなっています。
- 母子世帯、父子世帯とも約 9 割が就労していますが、常用勤労者（正社員）は、母子世帯 41.3%、父子世帯 59.7%となっています。また、就業している者の内、母子世帯で 34.7%、父子世帯で 28.7%が転職を希望しており、母子世帯、父子世帯とも「収入が少ないこと」がその理由になっています。（H26 広島県調査）
- 平成 25 年 3 月に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（母子家庭の母等就業支援法）が施行され、国や地方公共団体はもとより、民間団体や事業者などに対しても、ひとり親家庭に対する就業の支援が要請されています。
- 国の「子供の貧困対策に関する大綱」において、ひとり親に対する就労支援、学び直しの支援、就労機会の確保、在宅就業に関する支援や子供の就労支援の取組が要請されています。

課 題

- ひとり親家庭の母又は父が、就職に必要な知識や技能を習得するための主体的な能力開発の取組に対する支援が必要となっています。
- ひとり親家庭のライフスタイルに即した就業機会が確保されるよう、子供の年齢や家庭環境などの個別の事情に応じた就業情報の提供などの支援が必要となっています。
- ひとり親家庭において、仕事と子育てを両立するためには、保育体制の整備や企業における就業時間等への配慮などの支援が必要となっています。
- 母子家庭の母等就業支援法による関係者の支援を促進していく必要があります。
- 平成 23 から平成 26 年度の間で実施した「ひとり親家庭 I T スキルアップ就業支援事業」について、訓練修了者等で組織する母子・父子福祉団体「一般社団法人広島テレワーク協会」が事業を引き継いでおり、当団体による在宅就業支援の取組を推進していく必要があります。



取組の方向

- 母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金貸付などにより、ひとり親の就業に向けた能力開発の取組を支援します。
- 各市町による自立支援プログラム策定、自立支援教育訓練給付金などの取組に対して、助言などの支援を行います。
- ひとり親やひとり親家庭の子供に対して、母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員等によるハローワーク等の関係機関と連携した就業情報提供や相談支援、就業支援講習会の開催などの取組を実施します。
- 各市町における保育所や認定こども園などの整備を推進します。
- テレワークの普及啓発や母子・父子福祉団体「一般社団法人広島テレワーク協会」の受注機会の確保などを通じた、在宅就業の支援を行います。
- 母子家庭の母等就業支援法に基づく、ひとり親家庭に対する優先的雇用や、母子・父子福祉団体への業務発注が促進されるよう、県の率先した取組や、関係機関・企業への啓発を推進します。

成果指標・目標

成果指標・目標	現状（H25 末）	目標（H31 末）
ひとり親家庭の親の就業率（広島県調査）	母子家庭 89.5%（H26） 父子家庭 89.7%（H26）	現状値以上 91.3%以上
母子・父子福祉団体への業務発注	県発注件数 0 件（H25） 実施市町数 1 市町（H25）	30 件以上 全 21 市町



(3) 子育て, 生活, その他の支援の充実

現 状

- 母子世帯の 58.0%, 父子世帯の 53.2%が父又は母と児童だけで暮らしており, ひとり親家庭の多くは子育てなどを他の家族に頼れない状況にあります。(H26 広島県調査)
- 子供の年齢, 住居や家族の状況, 学歴や職業の状況などにより, ひとり親家庭に対する支援ニーズは多様で, また, DV や児童虐待などの課題がある場合もあります。
・期待される相談・支援事業 (H26 広島県調査)
生活 母子世帯 50.7%, 父子世帯 47.4%
就職 母子世帯 47.5%, 父子世帯 25.3%
子育て 母子世帯 39.9% 父子世帯 34.4%
- 母子世帯の 58.3%, 父子世帯の 46.8%が, 「子供の教育・進学に悩んでいる」と, また, 父子家庭の 16.2%が, 「家事に困っている」と答えています。(H26 広島県調査)
- 国の「子供の貧困対策に関する大綱」において, ひとり親世帯に対して, 保育の確保, 子供の居場所づくりなどの生活支援や学習支援などの取組が要請されています。

課 題

- ひとり親家庭に対しては, 一般の子育て支援とともに, ひとり親家庭のニーズに即応した子育て・生活支援が必要となっています。
- ひとり親家庭の状況・課題を把握・整理し, 必要な支援メニューを適切に組み合わせる総合的な相談・支援が必要となっています。
- 身近な地域全体で, 子育てや生活支援の取組が実施されるよう, 地域の様々な支援機関の連携による相談・支援が必要となっています。
- 子供の貧困対策の一環として, 所得の低い世帯を中心として, 子供の学習に対する支援が必要となっています。

取組の方向

- 保育所や放課後児童クラブへの優先入所, 公営住宅への優先入居, 母子家庭等就業自立支援センターの生活・子育て支援のための困りごと相談や, 土日電話相談など, 各関係機関による, ひとり親家庭の子育て・生活支援の取組を推進します。
- 母子家庭等就業自立支援センターの生活支援講習会等の取組に合わせて, ひとり親家庭が集い, 相互に情報交換や悩みを相談し支え合える場の提供を行います。
- ひとり親家庭の多様な支援ニーズに対応できるよう, 母子・父子自立支援員等の支援者に対する研修内容を充実するとともに, 各種相談窓口の連携による情報提供体制の強化などにより, 相談機能の充実を図ります。
- 母子・父子福祉団体, 社会福祉協議会その他ボランティア団体等と連携し, 行政施策の情報提供等を行うことで, 地域におけるボランティア活動や, ひとり親家庭自らの地域活動への参加・交流を促進し, 身近な地域での支援の取組を推進します。



- 学生等ボランティアを募集して、ひとり親家庭等の児童の学習指導や進路相談などの支援を行う、学習支援ボランティア事業を推進します。実施に当たっては、生活困窮者自立支援法に基づいて市町が実施する学習支援事業と連携を取りながら進めていきます。

成果指標・目標

成果指標・目標	現状（H26）	目標（H31 末）
学習支援ボランティア事業の実施対象市町数	2 市	全 21 市町



5 障害のある子供への支援

(1) 療育体制の充実

めざす姿

- ◆ 障害児及びその家族に対する早い段階から必要な相談支援や専門性の高い療育体制が充実しています。
- ◆ 県内のどこに住んでいても日常的な育児相談や専門的な発達支援を受けられるよう、重層的な発達支援体制が確立しています。

現 状

- 児童福祉法に基づき市町が実施主体となる障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）と県が実施主体となる障害児入所支援（福祉型及び医療型障害児入所施設）があります。
- 地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターが、児童発達支援のほか、地域の障害児や家族の相談、障害児を預かる施設への援助・助言等を行っています。
- 県では、地域の療育体制を補完するため、在宅の障害児等に対する訪問・外来による療育や相談及び、保育所等施設に対する療育技術への助言を行う障害児等療育支援事業を県内 11 か所で委託実施しています。
- 県立の障害者リハビリテーションセンター、障害者療育支援センター及び福山若草園において、民間では対応しにくい重症・重度の障害児に対する専門的・先駆的な医療・福祉サービスを提供しています。
- 県内の発達障害児支援の拠点として、県発達障害者支援センターが、普及啓発や市町の支援体制整備のための研修・助言を実施するとともに、個別の相談等を行っています。
- 発達障害の診療に関し、県立障害者療育支援センター・わかば療育園の発達外来を活用して、医師等に対する臨床研修を行っています。また、発達障害の診療を行う医療機関について、県ホームページにおいて情報提供を行っています。

課 題

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、県内7つの障害保健福祉圏域全てで実施されていますが、市町単位では事業所がなくサービスを利用しにくい地域があり、また、事業所によってサービス内容や質に格差があるとの指摘があります。
- 広島西圏域及び備北圏域では児童発達支援センターが未設置となっています。
- 障害児通所支援の利用に至っていない場合や訪問・外来の方法で支援の必要なケースへの対応も重要です。
- N I C U 退院児を含めた在宅の重症・重度心身障害児に対する支援の強化が求められています。



- 発達障害についての早期発見・早期療育を徹底するため、身近な市町の支援体制の整備を急ぐ必要があります。
- 発達障害にかかる受診が一部の医療機関に集中している状況にあり、地域の医療機関等で受診できる体制整備と療育機関との連携の強化が必要です。

取組の方向

- 県内のどこに住んでいても日常的な育児相談や専門的な発達支援を受けられるようにするため、市町と県が協働し、市町は身近な育児相談や発達支援を担う体制を、県は専門的な療育を担う支援体制の整備を進めます。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、必要なサービス量の確保に努めるとともに、内容や質の確保のため、適切かつ計画的に指導監査等を行い、各事業所のサービス内容等の情報の周知に努めます。
- 広島西圏域及び備北圏域における児童発達支援センターの設置について関係市町と連携して取り組んでいきます。
- 児童発達支援や保育所等訪問支援等の地域の療育体制を補完する障害児等療育支援事業を継続していきます。
- 重症・重度心身障害児の在宅支援や発達障害の診断等に係る県立施設の機能強化及び他の療育機関等との連携に取り組んでいきます。
- 発達障害者支援センターは、市町、学校及び事業所等に対し、支援体制整備のためのノウハウの提供や支援者に対する研修等の現場をサポートする取組を充実していきます。
- 医師等に対する研修を継続実施するなどして、地域の医療機関で発達障害について受診できる体制づくりをすすめます。

成果指標・目標

成果指標・目標	現状	目標（H31 末）
第 4 期障害福祉計画において今後設定 （障害福祉計画は、平成 27 年度から平成 29 年度末まで）		



(2) 特別支援教育の充実

めざす姿

- ◆ 障害のある幼児児童生徒が自立し、社会参加を図るため一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が提供されています。

現 状

- 特別支援学校に配置するジョブサポートティーチャー（就職支援教員）を増員し、就職指導の充実を図っています。また、技能検定を開催することで、生徒の就職意欲を高めるとともに、生徒の働く態度の育成や技能の修得を図っています。
- 知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の在籍者数が年々増加しています。

課 題

- 幼児児童生徒一人一人の障害の種別・程度、発達段階及び教育的ニーズに応じた専門的な指導の充実、特に、職業的自立を促進する取組の充実を図る必要があります。また、職業教育に重点を置いた高等特別支援学校の設置を早期に実現する必要があります。
- 知的障害のある児童生徒の増加に対応するため、幼児児童生徒に適切な教育が行える教育環境の整備を検討する必要があります。

取組の方向

- ジョブサポートティーチャーの配置を拡充する等、特別支援学校の就職指導体制及び労働局との連携を強化し就職先の開拓を図るとともに、技能検定と関連付けて作業学習等の授業改善を進めます。また、職業教育の充実を図るため、高等特別支援学校の設置を検討します。
- 在籍者数の推移、学校施設の状況等を踏まえ、特別支援学校の再編整備など、障害のある幼児児童生徒に適切な教育が行える教育環境の整備を図ります。

成果指標・目標

成果指標・目標	現状	目標
特別支援学校卒業者の就職率向上 ※	33.0% (平成26年3月末現在)	30.0% (H29)

※ 広島県特別支援教育ビジョンによる

